

# 仕 様 書

産業観光局中央卸売市場第二市場  
(担当 北、打海 電話 681-5791)

件 名	排気用ファン保守点検業務委託（中央卸売市場第二市場）
契約期間	契約日の翌日 ～ 令和7年12月26日
契約条件	<p>京都市中央卸売市場第二市場（以下「第二市場」という。）における排気用ファンの保守点検業務は、京都市契約事務規則及び委託契約書によるもののほかは、すべてこの仕様書による。</p> <p>第1 目的</p> <p>排気用ファン（以下「機器」という。）の運転に支障のないよう保守点検等を実施し、機能を保持させることにより、市場の円滑な運営に寄与することを目的とする。</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>仕様書において使用する用語のうち、委託契約書において定義していない用語を、次の各号に掲げ定義する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 修繕 機能回復措置のうちメーカーノウハウに係わる措置をいう。</li><li>2 修理 機能回復措置のうちメーカーノウハウに係わらない措置をいう。</li><li>3 保守 耐久性確保及び危険回避を図るための調整、消耗品及び部品の交換、ネジの増し締め、注油、汚れの清掃をいう。</li><li>4 点検 動作又は運転状態の確認を通して、測定、目視、触診、聴診、異臭の有無により状態を調査し、その保守、修繕又は修理の必要性を判断することをいう。</li><li>5 監督員 京都市契約事務規則第39条に規定する監督職員等のことであり、この契約においては、京都市中央卸売市場第二市場に所属する職員をいう。</li></ol>

### 第3 委託の対象とその範囲

下記の機器に対し、保守点検及び故障等異常時の緊急点検および部品交換を行う。

排気用ファン： EF-OGS-2「小動物 けいりゅう所 No.2」

機器製造会社： 荏原製作所

機器型式： 21/2SRP31

製造番号： P17714040.1

台数 1台

### 第4 業務の実施要領

- 1 電気機械建物附属設備等保守管理他業務受注者等との連絡を密にし、事故等の発生を防ぎ、市場の円滑な運営に努める。
- 2 業務開始までに保守点検の予定を記載した業務工程表を作成し提出する。
- 3 当該機器において保守点検（下記部品交換含む）を実施し、かつ当該機器において異音が発生する原因を調査する。作業後は、報告書を作成し提出すること。なお、写真（A4用紙にL版(サービスサイズ)程度で印刷したもの）を添付すること。

#### (1) 保守点検

ア 保守点検は、月曜日から土曜日までの9時～17時の時間内に実施するが、場内で実施していると畜作業に影響しない時間とする。詳細日程については監督員と受注者が協議のうえ決定する。

イ 部品の取替えを実施する場合、その費用は受注者の負担とする。

ウ 保守点検に合わせて、下記の部品交換を同時に実施する。

- ・ピロブロック 2か所（UCP-307、UCP-205）
- ・Vプーリ（ファン側）95-A-3-30-BKS-HQ-P
- ・Vプーリ（モータ側）200-A-3-38-BKS-F6N-P
- ・Vベルト A-87 RED 3か所
- ・モータ玉軸受 6308ZZ C3 グリスSRL 1個
- ・モータ玉軸受 6208ZZ C3 グリスSRL 1個

### 第5 安全衛生管理

業務における安全管理は、受注者の責務とする。

### 第6 提出書類

受注者は、以下の書類を提出すること。（電子メール提出も可とする。）

なお、代金内訳書、業務工程表及び緊急連絡先は契約後速やかに、その他は実施後速やかに提出すること。

#### (1) 代金内訳書

(2) 業務工程表

(3) 緊急連絡先

(4) 報告書

報告書の提出においては、内容を確認しやすいように写真（A4用紙にL版(サービスサイズ)程度で印刷したもの）とともに提出する。なお、発注者が求めた場合は、委託期間完了時の報告書に次年度以降の5年整備計画書を含むこと。

(5) 完了届

(6) 再委託承諾申請書（該当がある場合）（書式例を参照のこと。）

再委託承諾申請書には、次の書類を添付すること。

- ・ 履行能力を証明する書類

再委託する業務内容に、技術条件が付されている場合及び資格、免許等が必要な場合は、履行能力を証明する書類として、資格、免許等の写しを提出すること。

- ・ 履行の質を担保する書類

過去の同種業務の履行実績を確認できる書類を提出すること。

#### 第7 委託料の支払方法

必要な報告書を受領した後に支払うものとする。

#### 第8 その他の事項

1 委託業務の実施等により発生する細部の事項は、監督員と受注者が協議のうえ決定する。

2 契約期間中に発注者が対象機器の更新を行った場合においては、その後の業務内容について監督員と受注者が協議のうえ決定する。

3 受注者は翌年度の当該業務受託決定者に当該業務を行ううえで必要な内容を、監督員同席の場において適正に引き継ぐ。ただし、翌年度の受注者が本業務受注者と同一の場合は除く。

4 発注者は、受注者に対し、第二市場内において水及び電力を無償で提供する。ただし、受注者は節水、節電に努めること。

5 第二市場内で口蹄疫等の家畜伝染病に罹患した動物が発見され、家畜保健衛生所による防疫体制が発動された場合、と畜業務が停止に近い状態となり、本業務の履行に支障が生じる可能性がある。その場合、監督員と受注者が協議のうえ、本契約内容に必要な変更を行う。

6 第二市場内の衛生管理区域内に出入りする場合は、必ず消毒槽を使用すること。

7 災害発生時には、市場業務を速やかに再開できるよう協力を行うこと。

	8 発注者が求めた場合は、委託対象機器の今後5年間に必要な整備内容、定期部品等及び概算費用を明記すること。
--	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。